

西尾市まちなかにぎわいパートナー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾駅周辺のまちなかにおけるにぎわい創出を図る事業者や団体等（以下「団体等」という。）をまちなかにぎわいパートナー（以下「パートナー」という。）として登録することで、連携して中心市街地の活性化を推進することを目的とし、事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(登録対象となる団体等)

第2条 登録の対象となる団体等とは、別表に掲げる公共空間において、市の中心市街地活性化事業の一環として、広く市民や来訪者を対象にしたにぎわい創出につながる事業を実施しようとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の対象としない。

- (1) 市税等を滞納している場合
- (2) 政治活動や宗教活動を目的とする場合
- (3) 暴力団その他反社会的団体との関係を有する場合

(登録)

第3条 登録を受けようとする団体等は、まちなかにぎわいパートナー登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請について登録の可否を審査し、登録可否決定通知書（様式第2号）を交付するとともに、登録を認めたときは、パートナーの同意を得た項目について、市ウェブサイト等への掲載により公開することができるものとする。

(登録内容の変更)

第4条 登録を受けたパートナーは、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに変更の申し出を行わなくてはならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) パートナーが登録の取消しを申し出た場合
- (2) 登録申請書に虚偽を記載し、登録を受けた場合
- (3) この要綱の規定に違反していると認められる場合
- (4) その他市長が不相当と認める場合

2 市長は、登録を取り消したときは、まちなかにぎわいパートナー登録抹消通

知書（様式第3号）を交付する。

3 登録を抹消された団体等は、再び登録を受けることはできない。

（事業の実施）

第6条 パートナーは、別表に掲げる公共空間において事業を実施しようとするときは、まちなかにぎわいパートナー事業認定申請書（様式第4号）を原則事業実施の14日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請について認定の可否を審査し、まちなかにぎわいパートナー事業認定可否決定通知書（様式第5号）を交付する。

3 パートナーは、事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自動車の乗入れや火の使用等、各公共空間の使用ルールに従うこと
- (2) 事業実施後は、使用した公共空間の清掃や復旧等を行い、事業で発生したごみ等は責任を持って処理すること
- (3) 駐車車両や騒音等により、周辺住民や他の利用者の迷惑とならないこと
- (4) 苦情、トラブル等の際は、責任を持って対処し、市に報告すること
- (5) 事件、事故等について、保険の加入等により賠償能力を有するなど、最大限の予防策を講じ、万が一発生した際は、責任を持って対処し、市に報告すること

4 パートナーは、認定を受けた事業の完了の日から1月以内に事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

別 表

まちなかにぎわいパートナー使用許可対象公共空間一覧

名称	所管課
西尾駅東駅前広場の一部 (西尾駅東歩行者通路下含む)	公園緑地課
西尾駅西多目的防災広場	公園緑地課
みどり川左岸緑地	公園緑地課
コミュニティ道路の一部 (みどり川右岸)	公園緑地課
おいでつき (西尾駅東歩行者通路の一部)	地域つながり課
再開発事業用地	都市計画課

様式第1号（第3条関係）

<p>まちなかにぎわいパートナー登録申請書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(宛先)西尾市長</p> <p>下記のとおりまちなかにぎわいパートナーの登録を申請します。</p> <p>記</p>	
団体等名称	
主な活動内容	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
担当者役職・氏名	
担当者連絡先	電 話： メール：
ホームページ等	ホームページURL： SNSアカウント名：
添付書類	1 団体等の概要資料（活動内容がわかるもの） 2 役員名簿 3 その他市長が提出を求めるもの

1 西尾市まちなかにぎわいパートナー事業実施要綱第2条第2項の各号に該当するかどうか、申請書に記載されている情報を関係機関に提供し意見を聴く場合があります。

2 申請者の同意を得た項目については、市ウェブサイト等への掲載により公開する場合があります。

様式第2号（第3条関係）

<p>まちなかにぎわいパートナー登録可否決定通知書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>西尾市長</p> <p>令和 年 月 日付で申請のありましたまちなかにぎわいパートナーの登録については下記のとおり決定します。</p> <p>記</p>	
登録の可否	可 ・ 否
登録を認めない理由	

- 1 登録の内容に変更がある場合や登録の取消しを希望する場合は速やかに申し出ること。
- 2 事業を実施しようとするときは、事業実施の原則14日前までに申請すること。

まちなかにぎわいパートナー登録抹消通知書

令和 年 月 日

様

西尾市長

下記の理由によりまちなかにぎわいパートナーの登録を取り消します。
なお、これにより、再び登録はできませんのでご承知ください。

記

登録抹消の理由

様式第4号（第6条関係）

<p>まちなかにぎわいパートナー事業認定申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(宛先)西尾市長</p> <p style="text-align: right;">住 所 団体等名称 代表者氏名</p> <p>下記のとおり事業を実施したいため、まちなかにぎわいパートナー事業の認定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 事業名	
2 開催期間 (日時)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
3 開催場所	
4 事業の概要	
※にぎわい創出につながることを記載すること。	
5 緊急連絡先	

1 事業の開催期間は最長7日までとし、それ以上の期間を希望する場合は事前に市との協議を行うこと。

様式第5号（第6条関係）

<p>まちなかにぎわいパートナー事業認定可否決定通知書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>西尾市長</p> <p>令和 年 月 日付で申請のありましたまちなかにぎわいパートナー事業の認定については下記のとおり決定します。</p> <p>記</p>	
認定の可否	可 ・ 否
認定しない理由	

- 1 市長は、要綱第6条第3項各号に記載の項目が遵守される見込みがないと判断した場合は、公共空間の使用を中止させる場合がある。
- 2 事業の完了の日から1月以内に事業実績報告書を提出すること。

様式第6号（第6条関係）

<p>事業実績報告書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(宛先)西尾市長</p> <p>住 所 団体等名称 代表者氏名</p> <p>下記のとおり事業を実施しましたので、報告します。</p> <p>記</p>	
1 事業名	
2 開催期間 (日時)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
3 開催場所	
4 事業実績概要	
5 添付書類	1 活動報告書（人数や売上等の事業効果がわかるもの） 2 事業実施内容がわかる画像等